

果汁・果汁加工品

意見提出者	題・ご意見
52歳 男性	<p><b>りんごジュース、トマトジュースにおける産地表示</b></p> <p>地方の産地と直結する飲料製造業者としては、現在も原料産地に関する表示をしています。また義務表示となっても対応は可能です。複数の産地を持つ大手メーカーにとっては、義務表示となった場合は、容器(表示のある)を多品種用意する等、問題点は生じるでしょう。弊社の立場から見ると、原料原産地表示をする方に賛成です。</p>
<p>工藤 信 青森県 農業協同組合中央会 会長</p>	<p><b>原料原産地表示について</b></p> <p>現在、多くの国民は農畜産物の安全性や健康問題に対し、強い関心をもっている。消費者が加工食品を選択する際には、包装表示が大きな情報源となっており、原料原産地に関する情報もまた、開示を求められてきている。 こうした時代の要請、流れに即した対応をすべきである。 よって、加工食品の表示については、消費者の消費選択に資するように、原料原産地表示をすべきである。 包装表示の情報量の限界、表示コストなどの課題が残るかもしれないが、だからといって、消費者に得体の知れない食品を提供してもよいということにはならない。 消費者が求めているのであれば、それに対応すべく取り組むべきであり、最低でも「国産」「外国産」などの大くくりでの表示は不可欠であり、りんご果汁を含む加工食品が原料原産地を包装容器表示することの義務化を望むものである。</p>
<p>上妻 秀樹 株式会社 ニチロサンパック 青森工場</p>	<p><b>果実飲料に係る原料原産地の義務表示問題について(素案)</b></p> <p>青森県内において、国産りんご搾汁をしている工場勤務しております。 平成20年産の加工りんごは、低価格なりんご輸入果汁に販路を奪われ、加工りんごが余り、農家の方々が余ったりんごを廃棄するという事態になりました。 販路拡大が、地域貢献への最大の課題と認識しており、本件の原料原産地表示義務化については国産果汁の販路を広げる素案として、大いに期待できる所であり、国産りんご果汁を生産し勤務しているものとしては賛成であります。</p>
<p>福士 春男 財団法人 青森県りんご協会 会長</p>	<p><b>りんごジュースの原料原産地表示の義務化を強く要望</b></p> <p>りんごジュースの原料原産地表示の義務化に対して、りんご生産者団体として長年要望してきましたが、一向に進展しないことに憤りを感じています。 消費者の食への安心感を求めるには、原料原産地表示は当然のことで、表示することで、消費者の信頼感を得るものと確信しております。 昨今の輸入りんご果汁は全体量の半数以上が中国産であり、昨年八月に報告された問題点の「頻繁な原材料の切り替えの等」には対応できるものと推測されます。更に、原料原産地情報の分からない輸入中間加工品への対応も指摘されていますが、これとて問題はなく、表示にあたっての物理的なスペースの制約などは単に果汁加工メーカーのエゴとしか言えません。 表示にあたって、国産、外国産の大くくり表示を求める意見もありますが、原料原産地表示は国名表示をすることが本来の表示の意義であり、大くくり表示は逆に消費者の不安を招き、消費者の安心感を後退させると考えます。 早急にりんごジュースの原料原産地表示義務化を強く求めます。</p>
66歳 男性	<p><b>果実産地の表示義務化について</b></p> <p>ドレッシング類に使用する果汁については、①一般的に使用量が少量に止まること、②果汁の供給元は産地の需給状況により常に変動することから、原産地を特定して表示することは極めて困難であること、③仮に原産地を特定して表示すとなれば、原産地の追跡調査や包材の改版等多大な労力とコストを負担せざるを得なくなること、④特定の原産地を強調して表示したい原材料がある場合には、特色のある原材料として表示することが認められていること、⑤このところ表示すべき事項が増加してきており、物理的表示スペースがますます制約されてきていること等の理由により、果実産地の表示義務化に反対いたします。</p>

意見提出者	題・ご意見
67歳 男性	<p><b>果実飲料に係る原料原産地表示の義務化について</b></p> <p>(1)本会は、青森県内の農業協同組合などを会員とし、昭和46年7月に設立。りんごジュースの製造・販売を主な事業としている系統の加工工場です。</p> <p>(2)本会としては原料原産地表示の義務化に「賛成」です。</p> <p>(3)賛成の理由は次のとおりです。</p> <p>ア. 昨今、消費者は食品の安全性や健康問題に対し、強い関心を持っており、特に加工食品の「原産国を知りたい」との要望が強くなり、それに応えるためにも原料原産地表示は、是非義務化すべきであると思います。</p> <p>イ. また、原料原産地表示の義務化は、消費者が食品を購入する際の選択肢としても必要であり、そのことが食品の履歴を知る一助にもなり、しいては消費者に対し食品の安心感を与えることにもつながります。</p> <p>ウ. 海外から輸入されているりんご果汁においては、原料の産地が判らないものや、近隣の国の果汁をブレンドしているなど、生産履歴を把握出来ない状況もあるときいております。原産地表示の義務化となれば、原産地の明確な国産果汁の需要が高まり、加工りんごの必要量も増大し、その事が樹木の伐採抑制や放任園の縮小となり、自給率の向上へとつながるものと思われま。</p> <p>エ. 果汁飲料(100%果汁)については、主原料が単一であり原産地の特定も容易であることから、原料原産地表示の義務化について、早期に実施されることを望みます。</p>
会田 一男 弘前中央生果株式会社 りんご部部长	<p><b>原料原産地表示義務化についての意見書</b></p> <p>青森県内のりんご生産者個人および生産者団体で加工場を有し、りんごジュースを製造販売している商品ほとんどが、義務表示はありませんが、自主的に原料原産地表示をしております。これこそ消費者が求めている原材料の由来を確認出来る安心で安全な商品を提供していると言えるのではないのでしょうか。</p> <p>ただ、大手ポトローの商品等を拝見しますと、ほとんど原料原産地表示が記載されておりません。りんごジュースは、加工食品品質表示基準(JAS法)、果実飲料品質表示基準(JAS法)により、名称、原材料名等の表示の義務はあります。ただし、原料原産地表示について義務表示はありません。このため消費者のみなさんは正しい情報を得ないまま商品を購入しているのが現状です。</p> <p>やはり同種の商品であれば、平等に正しい情報を開示し、消費者のみなさんが、納得して商品選択出来るシステムが本来の姿ではないのでしょうか。よって、国内で販売されるすべてのりんごジュースにおいては、一律に原料原産地表示を義務付ける必要があると思います。</p>
55歳 男性	<p><b>「りんごジュース、ミカンジュースなどの原産地表示の義務化、果汁を使用した加工食品における果実産地の表示義務化」について</b></p> <p>表示の義務化には反対で、任意表示を希望いたします。</p> <p>&lt;理由&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表示が義務化されますと、原料産地が変更になった場合に表示変更が必要になり、現行包材が廃棄となります。また、改版費用、新包材費用も発生して、資源の有効利用になりませんし、かなりの費用が発生し、製品原価のアップにつながります。昨今の市場環境にそぐわない方向と思われま。</li> <li>・また、産地が変わるたびに表示変更を行った場合には、消費者がかえって不信感を抱くことも懸念され、安全・安心な商品づくりを目指す弊社にとって、好ましい方向ではありません。</li> <li>・産地変更が多く、上述した費用発生に対応しきれなくなり、偽装表示が増加することも考えられます。</li> </ul>
58歳 男性	<p><b>果実飲料に係る原料原産地の義務表示問題について</b></p> <p>1)当社は果汁飲料を製造・販売しております。今回検討されている果実飲料に係る原料原産地の「義務表示に反対」です。</p> <p>2)反対の主な理由は以下の通りです。</p> <p>輸入濃縮果汁を原料にして果実飲料を製造する場合、価格高騰リスクや凶作リスクを分散するために複数の国から同じ品質レベルの濃縮果汁を調達して状況に応じてブレンドしたり、単一国からの原料のみで製品化することにより、安定した品質と価格での供給が可能となります。原料原産地表示の義務化が施行された場合には、自社製品・PB製品を含め製品化の都度ラベルを作成しなすなければならない可能性が生じ、明確なコストアップにつながり、小規模な製品においては改版コストが製品の存続を左右することも充分考えられます。</p>

意見提出者	題・ご意見
<p>53歳 男性</p>	<p><u>国内農業振興のための原料原産地表示の拡大について</u></p> <p>1.食品の原料原産地表示の拡大について、消費者の消費選択に資するよう原産地表示をすべきである。 消費者が食品を選択する際には、包装表示が大きな情報源となっており、原料原産地に関する情報もまた、開示を求められてきており、こうした時代の要請、流れに即した対応をすべきであると考えます。 また、原料原産地表示の拡大は、消費者への情報開示の強化であり、国内、県内農業を支援したいという消費者の要望に応え、国内農業を振興するための手段として位置づけるべきである。</p> <p>2.愛媛県については、全国有数の柑橘県であり、「みかんジュース」についても、「原産地」を表示し、消費者に対し情報として発信すべきであると考えます。 「愛媛県産」「国産」を選択する消費者は多数を占めるため、黒糖、果実飲料、畜産加工物についても義務表示を拡大し、消費者の誤認のないように原料原産地表示を徹底すべきである。</p> <p>3.また、「食品の表示に関する協同会議」による報告書は、原料原産地表示対象品目の選定要件である要件Ⅰ、Ⅱを前提に議論されたものである。原料原産地表示を拡大するためには、要件Ⅰ、Ⅱの見直し検討がおこなわれるべきである。 要件Ⅰ、Ⅱとは、「原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般に認識されている品目のうち(要件Ⅰ)、製品の原料のうち、単一の農畜産物の重量が50%以上である商品(要件Ⅱ)」を対象とするというものである。 要件Ⅰについては、品質に影響があるかどうかを問わず原料原産地表示を知りたいという消費者の要望をくみ取るべきである。 要件Ⅱについては、原材料の50%という根拠は説得性に乏しく、「上位3品目」や「その加工品になくてはならない原料」表示もあるのではないかと懸念する。</p>
<p>相馬 鋳一 青森県弘前市長</p>	<p><u>りんご果汁を含む加工食品の原料原産地表示義務化について</u></p> <p>国民の食の安全・安心を求める関心が高まり、加工食品についても、原料原産地情報の表示が商品選択の重要な要件と考えている消費者も多く、「信頼できる原料を使い、安全な施設で製造された、安心な食品」に関する情報開示を求めています。 生産コストの増加を招くとの意見もありますが、製造業者にとっても自己食品の信頼度を高めることにもなることから、消費者が選択できる情報として「外国産」といった大括りの表示ではなく、原産国名の表示を義務づけるべきであると考えます。 また、販売方法は、スーパー等での直接販売のほか、インターネットやカタログ販売など方法は多様化していますが、消費者には、購入時に選択可能な情報が、それぞれの場面で提供される制度とすることが必要であると考えます。 りんご果汁飲料の原産地表示については、これまで青森県をはじめ、りんご関係団体が義務化を要望しておりますが、見送られ、現在に至っております。 当市は、全国の約2割のりんごを生産するりんごの主産地で、消費者に原料の原産地情報が伝わることにより、りんご生産農家の大きな励みとなり、さらに、地産地消の推進や食料自給率の向上にも繋がるものと考えています。 安全・安心を求める消費者の視点に立ち、消費者に信頼される食品表示制度とするため、りんご果汁を含む加工食品の原料原産地表示の義務化を求めるものであります。</p>